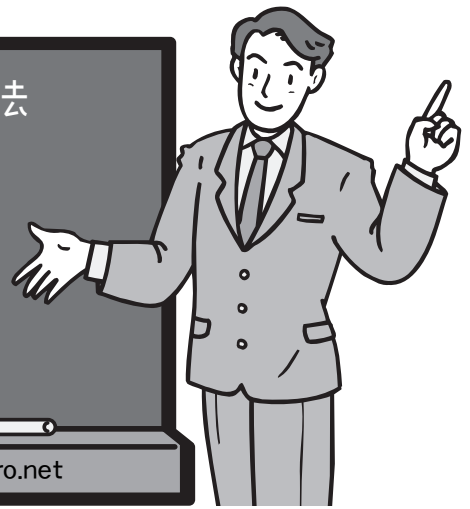


シリーズ 思い出してみようこのまちの憲法
茅室町自治基本条例

4時間ほ 「実 技」
 茅室町自治基本条例に基づいて実施されたこと

☎企画財政課企画調整係 ☎62-9721 ✉k-kikaku@memuro.net



前回までの授業で、条例にどんなことが書いてあるかは分かりましたが、条例ができて何が変わったんですか？



条例ができる前も、当たり前に行ってきた仕事を、さらに条例を意識して行っているんですよ。その例を見てみましょう。

実際に茅室町で造られた公園の事例を見てみましょう。

公園を
造ろう!



まずはどんな公園がいいか町民に聞いてみよう!

該当する条例の項目

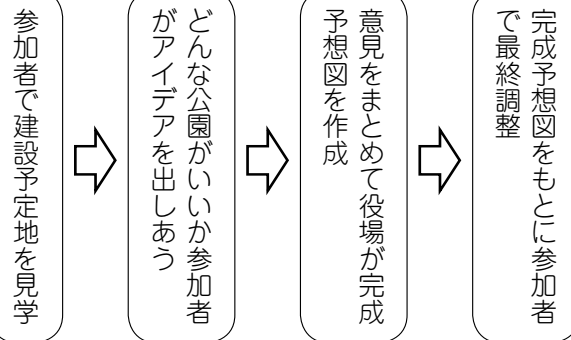
『町の説明責任』…第5条
町の仕事を分かりやすく説明

『町民参加の権利』…第7条
町民が『主役』として町政に参加

条例に基づいて実施したこと

公園を造ること・どんな公園がいいか・町民の意見を聞きたいということを広報誌などで知らせる。

実際に公園を使う町民からの意見を聞く場を設ける。



公園の設計、予算の積算を役場で行う

『財政運営』…第15条
予算・決算の状況をわかりやすく公表

公園建設にかかったお金をすまいるやホームページで公表

私達の声が活かされた公園ができたね♪
これだけお金がかかってるのね。
大切に使わなきゃね。

